



概要

現在、中城北中城消防組合消防団は 19 名（定員 25 名）の団員により組織されていますが、団員が被雇用者であり、今後も被雇用者の比率が高くなっていくことが予想されます。

被雇用者が消防団員として活動する場合、事業所側のご理解とご協力が必要となります。

中城北中城消防組合では、消防団活動に積極的に協力している事業所に対し、平成 27 年度より『**消防団協力事業所表示証**』を交付しています。

消防団の活性化のためには、被雇用者が入団しやすく、かつ消防団員として活動しやすい活動環境を整備することが重要です。事業所の方の消防団活動への一層の理解と協力が必要不可欠となっています。



消防団協力事業所表示制度とは？

『**消防団協力事業所表示制度**』とは、事業所の消防団活動への協力が社会貢献として広く認められると同時に、事業所の協力を通じて、地域防災体制がより一層充実されることを目的とした制度です。

消防団活動に協力している事業所が消防団協力事業所表示証を掲示すること

で、当該事業所の社会的貢献を広く社会にアピールしていただくことともに、消防団活動への理解を深めていただくもので、事業所としての消防団への協力が、事業所の社会貢献として広く認められます。

表示証は事業所の見えやすい場所に掲示していただくほか、事業所の印刷物やホームページに掲載していただくことも可能です。



消防団協力事業所の交付要件

- 1、従業員が消防団員として相当数入団している事業所等
- 2、従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等
- 3、災害時に事業所の資器材等を消防団に提供するなど協力をしている事業所等
- 4、従業員による機能別消防分団等を設置している事業所等
- 5、その他消防団活動に協力することにより地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど管理者が特に優良と認める事業所

・・・等が上げられます。

標示証公表のイメージ

